

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成29年8月29日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年霧島市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項及び第2項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に、「養子縁組によって養親となることを希望している者」を「同条第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

(霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市職員の育児休業等に関する条例（平成17年霧島市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第3条第6号中「配偶者と別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

児童福祉法（昭和22年法第164号）の改正により、養子縁組里親が法定化され、及び里親に関する定義規定が再編されたことに伴い、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則等が施行されたことを踏まえ、本条例の所要の改正をしようとするものである。